

2月11日は南丹市議会議員一般選挙の投票日です

南丹市議会議員一般選挙を2月11日(日)に執行します。投票できる方は、日本国民であり平成12年2月12日以前に生まれた方(満18歳以上)で、南丹市の区域内に引き続き3カ月以上住所を有する方(平成29年11月3日以前に住民登録された方)です(公職選挙法で定める選挙権の欠格事項に該当する方を除く)。投票時間は午前7時から午後8時まで(一部、閉鎖時刻を繰り上げます)、各地域の投票所は次ページの投票所一覧のとおりです。

●期日前投票について

仕事、旅行、病気、出産などのため、投票日の当日、投票所に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも次の場所、期間中に投票ができます。

| 期日前投票期間 | 投票できる場所 |
|--------------------|-------------------------------|
| 2月5日(月)～10日(土)※6日間 | 市役所本庁、市役所八木支所、市役所日吉支所、市役所美山支所 |

※期日前投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時までです。お住まいの地域に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票できます。

●不在者投票について

仕事や旅行などで、選挙期間中、南丹市以外の市区町村に滞在している方は、南丹市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を事前に請求していただくと、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて投票ができます。また、京都府選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。

※投票期間は、期日前投票と同じく、2月5日(月)～10日(土)です。(ただし、滞在先の市区町村が選挙期間中でない場合は、2月9日(金)の通常の閉庁時間まで)

●郵便による不在者投票について

身体障害者手帳などをお持ちで一定の障がいのある方は、郵便を利用して在宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」が利用できます。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受けていただく必要があります。

すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、証明書の有効期限が切れていないか確認をお願いします。有効期限が終了していたら申請をお願いします。

※郵便等投票ができる方

| 障がい等の区分 | 障がい等の程度 | |
|-----------|--------------------------|--------------|
| 身体障害者 | 両下肢、体幹、移動機能 | 1級または2級 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 | 1級または3級 |
| | 免疫、肝臓 | 1級から3級まで |
| 戦傷病者 | 両下肢、体幹 | 特別項症から第2項症まで |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 | 特別項症から第3項症まで |
| 介護保険の被保険者 | 要介護状態 | 要介護5 |

また、郵便などによる不在者投票をすることができる方で、次に該当する方は、あらかじめ南丹市選挙管理委員会に届け出た人による代理記載ができます。

| 障がい等の区分 | 障がい等の程度 | |
|---------|---------|--------------|
| 身体障害者 | 上肢または視覚 | 1級 |
| 戦傷病者 | 上肢または視覚 | 特別項症から第2項症まで |